

すさみ町一般不妊治療費助成事業のお知らせ

●対象となる方（以下の項目に全て当てはまる方）

- ・法律上の婚姻をしているご夫婦である、又は事実婚関係にあることを町長が承認していること
- ・ご夫婦の双方又は一方がすさみ町に住民登録しており、かつ和歌山県内に1年以上住民登録していること
- ・各種医療保険の被保険者または被扶養者であること
- ・他の市町村と重複申請をしていないこと

●対象となる治療

- ・医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く。）及び不育治療
- ・医療保険適用外の不妊治療及び不育治療

治療の一環として行われる検査のほか、治療開始前に行った不妊原因又は不育原因を調べるための検査も含まれます。入院費や食事代等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
（※令和3年4月から和歌山県不育症検査費助成事業実施要綱が制定されたため、対象となる不育症検査はこちらの補助金を申請できます。）

●助成内容

ご夫婦1組につき、治療に要した費用の自己負担額とし、1年度あたり3万円を限度に連続2年間まで助成します。（場合によっては助成回数の延長があります。）

●申請先・提出書類

すさみ町役場環境保健課

- ①すさみ町一般不妊治療費助成申請書（①②④は役場環境保健課で用意しています）
 - ②一般不妊治療医療機関受診等証明書
 - ③医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書
 - ④事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書
- ・上記以外に、保険証（確認）・通帳など助成金振込み先が確認できるものがが必要です。

- すさみ町に1年以上住民登録がない場合等、対象となる方の世帯状況及び1年以上和歌山県民であることを確認できる書類の提出が必要な場合があります。
- 本申請の審査に必要な範囲で、戸籍謄本・住民票の確認をさせていただきます。
- 審査の結果、支給要件を満たしている場合は、すさみ町一般不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書を交付し、請求書を提出いただいたあとに指定された口座に助成金を振り込みます。

【お問い合わせ先】
すさみ町役場環境保健課 保健師
TEL:55-4803(直通)